

## ゴールデンウィークを有意義に過ごすために

4月29日から5月8日にかけてゴールデンウィークになります。新年度が始まり、学習や新しい交友関係などで疲れが出てきた頃だと思います。体をリフレッシュする大切な休みです。誘惑に負けず交通安全に気をつけ、充実した連休にしましょう。

### 1 規則正しい生活

- (1)見通しを持って、自分に合った生活の計画を立てよう。
- (2)早寝・早起き・朝ご飯を心がけ、生活のリズムを崩さないようにしよう。

### 2 学 習

- (1)自分に合った学習計画を立て、最後までやり抜こう。
- (2)時間の使い方を工夫し、復習や不得意教科の学習に努めよう。



### 3 部活動

- (1)積極的に参加し、心身の鍛練に努めよう。
- (2)欠席する場合は、必ず顧問の先生に連絡をすること。
- (3)決められた服装で登下校をし、学校のルールを守る。スマートフォンなど不要物の持ち込みや登下校の途中での買い食い、寄り道はしないこと。

### 4 家庭・地域生活

- (1)家族との団らんを大切にし、楽しい時間を過ごそう。
- (2)家族の一員として、進んで家の手伝いをしよう。

### 5 健康・安全

- (1)新型コロナウイルス等の感染症の予防に努めましょう。(手洗い・うがい・マスク)。
- (2)暴飲暴食を避け、健康管理に努めよう。
- (3)交通事故は、一瞬にして命を奪います。特に自転車の乗り方(下記)に注意すること。
  - 信号無視や右側通行、一時停止をせずに交差点への飛び出し。
  - 二人乗り、並列走行、歩道での歩行者妨害、無灯火での走行。
  - スマホや音楽を聴きながらの走行、傘を差しての走行、危険・迷惑な走行。
- (4)路上でのボール遊びやスケートボード等は危険なので絶対にしないこと。
- (5)火遊びは絶対にしないこと。

### 6 外 出

引き続き不要不急の外出は避け、各々で感染症対策に努めましょう。

- (1)外出の際は行き先や帰宅時刻、目的、誰と行くのかなどを家族に告げてから出掛けること。
- (2)派手な服装はやめよう。服装や身だしなみにより、トラブルに巻き込まれたり被害にあったりする可能性が高くなります。
- (3)茨城県の条例により、青少年(18歳未満)は「夜11時から朝4時までの外出」が禁じられており、この時間帯に外出していると補導の対象になります。また、大人が同伴していても大人も一緒に罰せられる場合があります。

## 7 危険・事故防止，迷惑行為をしない

- (1)次にあげることは、学校として禁止しているので必ず守ること。  
また、法に触れることは絶対にしないこと。
- (2)公園や空き地などで、他の人が迷惑になるような行為は行わないこと。
- (3)正式な手続きなく学校やその他の公共施設を利用するのは「不法侵入」になります。  
警察に補導された場合は、学校を介さずに直接、家庭に連絡が行きます。絶対にしないこと。

## 8 携帯電話やスマホ，インターネットの使用について

- (1)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、18歳未満の子どもが携帯電話やスマートフォンでインターネットを利用する場合は、フィルタリングサービスの利用が推奨されています。また、家庭内のルールを守ること。
- (2)公共の場では携帯電話の使用マナーを守ること。スマホやインターネットの出会い系サイトを利用しないこと。個人に対する誹謗中傷をSNSに書き込まないこと。相手の同意も得ずに勝手に画像や動画をアップロードしないこと。
- (3)SNSで知り合った人とは、絶対に会わないこと。



## 9 不審者・変質者対策について

- (1)声かけ，露出，つきまといなど，不審者によって実際に被害にあう事件が多数発生しています。外出する際は，朝夕問わず人通りの多いところを通るようにしましょう。
- (2)個人情報には様々な危険を呼びます。電話番号や住所等の個人情報を絶対に教えないこと。

## 10 ゴールデンウィークに学校に来る場合は

- (1)活動開始時刻よりも早く登校しすぎない。終了したら，すぐに下校すること。
- (2)服装は制服または体操服を着用し登校すること。
- (3)交通手段は許可された方法で登下校すること。
- (4)スマホやゲーム機，お菓子などの不要物は持ってこないこと。

## 11 ゴールデンウィーク期間中における緊急時の連絡について

連休中、次に該当する事案が発生した場合は、下記の番号に連絡し、土浦市役所日直に、「学校名、学年・学級、児童生徒名、連絡先」を伝えてください。おって、学校から連絡させていただきます。

- ① 緊急の対応（交通事故、事件等）が必要な場合
- ② お子様が新型コロナウイルス感染症の検査を受け、陽性と判定された場合

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| <期間>  | 令和4年4月29日（金）～令和4年5月5日（木） |
| <時間>  | 午前8時30分～午後5時15分          |
| <連絡先> | 土浦市役所 029-826-1111（日直）   |

※この電話番号は、上記の期間と時間のみ対応可能です。